

## 設計業務委託特記仕様書(案)

### 第1 業務概要

1 業務名称 : [REDACTED]

### 2 計画施設概要

(1) 施設名称 : [REDACTED]

(2) 敷地の場所 : [REDACTED]

(3) 施設用途 : [REDACTED]

平成31年国土交通省告示第九十八号別添二 第 [REDACTED] 号 第 [REDACTED] 類とする。

(4) 計画範囲 : [REDACTED] 業務内容, 計画範囲, m<sup>2</sup>, 箇所等を記載する

### 3 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

ア 敷地の面積 : 約 [REDACTED] m<sup>2</sup>

イ 地 形 : [REDACTED]

ウ 用途地域及び地区の指定 : [REDACTED] 地域 (建ぺい率 [REDACTED] %、容積率 [REDACTED] %)

#### (2) 施設の条件

ア 施設の規模等 : 床面積約 [REDACTED] m<sup>2</sup>

イ 主要構造 : [REDACTED]

ウ 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

(ア) 構造体 [REDACTED] 類

(イ) 建築非構造部材 [REDACTED] 類

(ウ) 建築設備 [REDACTED] 類

#### (3) 建設の条件

ア 工事費(予定) : 建築 [REDACTED] 百万円, 電気設備 (昇降機設備含む) 百万円, 機械設備 [REDACTED] 百万円 程度とする。(消費税は別途計上とする。)

イ 建設工期(予定) : [REDACTED] ヶ月

#### (4) 設計方針(留意事項, 基本コンセプト等 その他計画書によるもの)

・ [REDACTED]

・ [REDACTED]

・ [REDACTED]

#### (5) 履行期間

契約日の翌日～令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 (このうち, 検査期間として9日間を見込んでいる。)

※平面決裁は、令和 年 月 日までとし、工事内訳書の提出は、令和 年 月 日までとする。

## 第2 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、業務に応じて次によることとする（以下「共通仕様書」という。）。

- ◆ 建築設計業務：「公共建築設計業務委託共通仕様書（官庁営繕統一基準）」
- ◆ 測量業務：「測量業務共通仕様書（最新版）広島県」
- ◆ 土木関係建設コンサルタント等業務（設計業務等）：  
「設計業務等共通仕様書（最新版）広島県」
- ◆ 地質・土質調査業務：「地質・土質調査業務共通仕様書（最新版）広島県」

### 1 特記仕様書の適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は記載された特記事項については「◎」印が付いたものを適用する。「⊙」印の付かない場合は、「⊗」印を適用する。「⊙」印と「\*」印が付いた場合は共に適用する。

### 2 特記仕様書における読替え

- (1) 共通仕様書中、「検査職員」とあるのは特記仕様書では「検査員」と読み替えるものとする。
- (2) 共通仕様書（建築設計業務）3. 2設計方針の策定等の1. の（ ）内は、「告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定に限る」とする。

### 3 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

##### ア 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備（設備）基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備（設備）基本設計に関する標準業務

##### イ 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ・ 電気設備（設備）（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務
- ・ 機械設備（設備）実施設計に関する標準業務

##### イ 設計意図伝達

- ・ 建築（総合）実施設計に関する設計意図伝達
- ・ 建築（構造）実施設計に関する設計意図伝達
- ・ 電気設備（設備）（昇降機を含む）実施設計に関する設計意図伝達

・ 機械設備（設備）実施設計に関する設計意図伝達

一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成(簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む)及び委託業務の対象となる工事の実施に当り法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成や申請手続き業務（複雑なものを除く。）を含むものとする。

本業務の積算は、次の算定方法による。又、各算定方法毎の本業務に関する一般業務の対象業務率は次のとおりである。床面積に基づく算定方法については、対象業務率は基本設計、実施設計、設計意図伝達を全て委託した割合を100%とした本業務の割合である。

- ・ 床面積に基づく算定方法（ ）  
総合〔 〕% 構造〔 〕% 設備〔 〕%
- ・ 図面目録に基づく算定方法（ ）  
総合〔 〕% 構造〔 〕% 設備〔 〕%
- ・ その他（ ）  
総合〔 〕% 構造〔 〕% 設備〔 〕%

※ 図面目録は別添資料の「委託範囲及び設計図作成要領」を参照すること。

**(2) 追加業務の内容及び範囲**

\* 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積りの徴集、見積検討資料の作成）

- ・ 建築積算業務
- ・ 既存建物解体工事費積算業務
- ・ 電気設備積算業務
- ・ 機械設備積算業務

\* 測量業務（民間活用エリア面積の測量業務）

- ・ 透視図(着色)作成等:種類( ), 判の大きさ( ), 枚数( 部 ), 額の有無( ), 材質( )
- ・ 鳥観図(着色)作成等:種類( ), 判の大きさ( ), 枚数( 部 ), 額の有無( ), 材質( )
- ・ 模型製作:縮尺(1/ ), 主要材料(スプレホート又はこれに準ずるもの)、ケース有無(無し), 材質( )
- ・ 計画通知又は建築確認申請(建築基準関係規定(みなし規定を含む。))等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。)に関する手続及びこれに付随する詳細協議(関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応(質疑応答、書類の修正等)等は一般業務に含まれる。)
- ・ 各種法令・条例(建築基準関係規定(みなし規定を含む。))に係る法令・条例を除く。)に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協

議

- ・ 市町指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板及び設置報告書の届出）
  - ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
  - ・ リサイクル計画書の作成
  - ・ 概略工事工程表の作成
  - ・ 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能，機能，設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成 建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討，特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等
  - ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
  - ・ 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく建築物環境計画書作成業務（申請手続きに係る業務も含む）（床面積の合計が2000㎡を超えるもの）
  - ・ 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく緑化計画書作成業務（申請手続きに係る業務も含む）（敷地面積が1000㎡以上のもの）
  - ・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
  - ・ 官庁施設の計画から建設，運用，廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
  - ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
  - ・ 実験設備に係る検討
  - ・ 内部雷保護設備に係る検討
  - ・ 構内情報通信網設備に係る検討
  - ・ 音声誘導設備に係る検討
  - ・ 排水処理設備に係る検討
  - ・ 雨水・排水再利用設備に係る検討
  - ・ 蓄熱システムに係る検討
  - ・ 雨水・排水再利用設備に係る検討
  - ・ 床冷房設備に係る検討
  - ・ 電波障害調査
  - ・ 石綿含有調査結果資料の作成に係る業務
  - ・ その他当該設計業務に必要な業務
- （ ）

※各種申請において，申請手数料を要する場合，費用は受注者の負担とする。

### (3) 特別経費について

特別経費として以下のものを見込んでいる。

- ・ R I B C の使用料
- （一財）建築コスト管理研究所の営繕積算システム（R I B C 2）の内訳書作成システ

ムの使用料

- PUBDISの登録料  
(一社) 公共建築協会の公共建築設計者情報システムの業務カルテ情報の登録料
- 広島県工事中情報共有システムの利用料
- 計画通知申請手数料
- 構造計算適合性判定申請手数料
- 設計住宅性能評価申請手数料
- 省エネ適合性判定に係る手数料
- 石綿含有材の分析調査に係る費用
- 

#### 4 業務の実施

##### (1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ウ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

##### (2) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当たっては下記の基準を参考にし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

#### 【 建築設計業務 】

ア 共 通

- 官庁施設の基本的性能基準 (最新版)
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (最新版)
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (最新版)
- 官庁施設の環境保全性基準 (最新版)
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (最新版)
- 官庁施設の防犯に関する基準 (最新版)
- 建築設計業務等電子納品要領
- 公共建築工事積算基準 (最新版)
- 公共建築工事共通費積算基準 (最新版)
- 公共建築工事標準単価積算基準 (最新版)
- 建築物解体工事共通仕様書 (最新版)
- 耐震診断基準・同解説, 改修設計指針・同解説  
(国土交通省住宅建築指導課監修 最新版)
- 屋内運動場等の耐震性能診断基準 (文部科学省大臣官房文教施設企画部)
- 広島県公共建築物等木材利用促進方針

イ 建築

- 建築工事設計図書作成基準（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- 木造建築工事標準仕様書（最新版）
- 建築設計基準（最新版）
- 建築構造設計基準（最新版）
- 建築工事標準詳細図（最新版）
- 木造計画設計基準・同解説（最新版）
- 

ウ 建築積算

- 公共建築数量積算基準（最新版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
- 広島県営繕工事内訳書作成要領（建築工事編）（最新版）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）
- 

エ 設備

- 建築設備計画基準（最新版）
- 建築設備設計基準（最新版）
- 建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）
- 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）
- 

オ 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）
- 

【 土木関係建設コンサルタント等業務（設計業務等） 】

- ・ 治山林道必携 積算・施工編（最新版）
- ・ 治山林道必携 調査・測量・設計編（最新版）
- ・ 林道規程（最新版）
- ・ 林道規程 ー運用と解説ー（最新版）
- ・ 林道必携 技術編（最新版）
- ・ 森林土木構造物標準設計 擁壁編（最新版）
- ・ 簡易舗装要綱（最新版）
- ・ アスファルト舗装要綱（最新版）
- ・ セメントコンクリート舗装要綱（最新版）
- ・ 森林土木製構造物施工マニュアル（最新版）
- ・ 治山技術基準解説（総則・山地治山編）（最新版）
- ・ 治山技術基準解説（地すべり防止編）
- ・ 治山技術基準解説（防災林造成編）
- ・ 治山技術基準解説（保安林整備編）
- ・ 治山ダム・土留工断面表
- ・ 砂防技術指針
- ・ 土石流・流木対策指針解説等

### (3) 業務計画書(業務組織計画表)

業務計画書として、次の内容を記載した業務組織計画表を、「委任（下請負）承諾願」に添付し、提出すること。（共通仕様書第3章 3.5の規定は適用しない。）

- ア 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- イ 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- ウ 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、生年月日、保有資格、経験年数等
- エ 協力事務所の名称、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
- オ 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・経験年数等（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- カ 緊急連絡先
- キ その他

### (4) 管理技術者の資格要件

ア 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属するものを配置しなければならない。

#### 【 建築設計業務 】

\* 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）の規定により、当該施設の設計をするに当り免許が必要な場合は、それを有するもの。

- ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
- ・ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- ・ 建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士
- ・ 建築士法第10条の2の2第4項に規定する設備設計一級建築士
- ・ (公社) 日本建築積算協会が付与する建築積算資格者
- ・

【 土木関係等建設コンサルタント業務 】

- \* 設計業務等の履行にあたり、技術士、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者

【 測量業務 】

- \* 測量法に基づく測量士の有資格者

イ 専門分野を担当する主任担当技術者の資格要件は次による。

① 建築

- ・

② 電気設備

- ・

③ 機械設備

- ・

- ・ 当業務の受注者は、計画通知申請業務に当って、建築士法の規定により構造設計一級建築士あるいは設備設計一級建築士による法適合確認が必要な場合は、資格者が自ら設計するか、これらに法適合確認を依頼すること。

(5) 貸与資料等

ア 既存設計図書等

- ・ 既存建築物設計図書一式
- ・ 各種工事特記仕様書
- ・ 敷地測量図
- ・

イ 既存資料

- ・ 既存地質調査資料（柱状図）
- ・ 基本計画図（基本計画書）
- ・ (財) 建築コスト管理研究所の内訳書作成システム用CD（名称ファイル、金抜き複合単価ファイル）
- ・ 類似設計例の参考設計図書
- ・

(6) コスト縮減等の検討

本業務の中でコスト縮減等に係る検討の必要が生じた場合は、調査職員と協議し、次の



資料の作成を行う。

ア 工事概要説明資料

イ コスト縮減等に係る検討資料

(ア) 検討事項

次の事項のうち、調査職員が必要として指示する事項

仮設計画、動線計画、基本スパン割、断面計画、地業計画、平面計画、主要仕上げ計画（外壁、屋根、防水、主要室内装）、設備（電気・機械）計画（基本方針、幹線ルート、梁スラブ下の基準配管等）

(イ) 検討内容

a コスト縮減対策（建設コスト、時間的コスト、ライフサイクルコスト等）として有効なものとして採択した事項（コスト縮減提案）

b 品質向上に配慮した事項（施設の長寿命化、維持管理の推進、環境負荷低減等）

### (7) 電子納品対象業務

\* 本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは「建築設計業務等電子納品要領」及び「土木設計業務等の電子納品等要領」に基づき作成されたものを指す。なお、電子化に要する費用は諸経費に含まれているものとする。

### (8) 情報共有システム対象業務

\* 本業務は受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象とする。

ア 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施すること。なお、ガイドラインにある工事に関する規程等は業務委託に関する規程等に読み替える。

イ 本業務で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

ウ 調査職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。

エ 受注者は、調査職員及びサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

### (9) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用するなど、建築設計業務等委託契約約款第8条第1項の規定の範囲内で使用することがある。

### (10) 業務実績情報の登録について

- ・ 不要とする。

- \* 要する。（受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の確認を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（調査職員の押印済み）」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。）

#### (11) 地元関係者等への説明、交渉等

- ・ 本業務の実施に伴い、（ ）等で構成する協議会等を設置する。協議会等の運営は受注者が行う。
- ・ 受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際にこれに協力する。

#### (12) 設計に際しての基本方針

設計に際しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。

- ア 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
- イ 設計施設と周辺環境との調和
- ウ 使用上の利便
- エ 経済性、維持管理の容易性及び各種設備更新時の検討
- オ 工事の安全性及び公衆災害の防止
- カ 条件明示（原則として特記仕様書（施工条件）に記入すること）
- キ 分別解体の適正化（物品、作業種別、有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること）

#### (13) 積算に際しての留意事項

工事内訳書の単価については、建設物価・積算資料等の設計月の刊行物を採用し、見積りによる場合は、3社以上の見積りを徴集し比較表を作成して、最低見積額を採用すること。なお、見積りを依頼する前には、調査職員に見積り依頼先名簿届を提出し承諾を得ること。また、工事内訳書は、（一財）建築コスト管理システム研究所の内訳書作成システム（R I B C 2）の内訳書作成システムによる電子データファイルを紙データと併せて提出すること。

#### (14) 建築設計と設備設計等（別途契約）との相互調整について

- ・ 業務の実施に当っては、建築設計及び設備設計等の受注者は相互に設計内容の調整及び確認を行い、相互の業務に必要な図面又は資料（CADデータ等の電子データを含む）は必要な時期に、別契約の受注者に提供すること。

#### (15) 協力業者（下請け業者）との契約について

協力業者（下請け業者）との契約に当っては、平成31年1月21日付け国土交通省告示第

九十八号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。

また、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

#### (16) 石綿の使用状況の調査

\* 解体又は改修工事等の設計に際しては、石綿含有建材の使用状況（アスベスト含有の有無等）の調査し解体等工事の事前調査結果報告書を提出すること。なお、調査方法等は、建築物解体工事共通仕様書・同解説（最新版）の6. 1. 3施工調査及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）・建築改修工事監理指針（最新版）の9. 1. 1（d）施工調査により実施すること。分析調査の方法については、JIS A 1481-1により実施すること。また、試料採取による分析調査箇所数は下記のとおり見込んでいる。分析調査費には調査職員が立会する際の、保護具の費用（処分費を含む）について、含んでいる。

##### 【試料採取による分析必要箇所数】

- ア 石綿含有吹付け材・・・（ ） 試料
- イ 石綿含有保温材等・・・（ ） 試料
- ウ 石綿含有成形板・・・（ ） 試料
- エ 石綿含有仕上塗材等・・・（ ） 試料
- オ

・ 行わない

#### (17) 特別管理産業廃棄物等の調査

・ 解体又は改修工事等の設計に際しては、特別管理産業廃棄物等（PCBを含む機器類、PCB含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、フロン・ハロン、イオン化式感知器、六ふっ化硫黄ガス等（廃石綿は除く））の有害物質の有無について調査を行うこと。また、資料採取による分析調査箇所数は下記のとおり見込んでいる。

##### 【試料採取による分析必要箇所数】

- ア PCB含有シーリング材（ ） 試料
- イ

・ 行わない

#### (18) 低入札価格調査対象業務に係る業務完了後調査

・ 低入札価格調査の対象となった業務については、「測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱」に基づき、業務完了後調査を実施する。対象業務の受注者は、業務完了検査合格後2ヶ月以内に必要書類を提出し、ヒアリング調査実施時に備えて必要な資料等を提示できるように準備しておくこと。

**(19) 労働環境改善(ウィークリースタンス)について**

\* 本業務は労働環境改善（ウィークリースタンス）を目的とした業務であり，次により実施する。

ア 初回打合せ時に，発注者から受注者に本取組の内容を説明するとともに，取り組む意思，内容を別紙－1「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」（以下「別紙－1」という。）を基に確認し設定する。取組期間については，初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

イ 受注者は，取組内容を，別紙－1にて整理し，打合せ記録簿と合わせて提出し，受発注間で共有する。

ウ 中間打合せ等を利用し，受発注間で取組のフォローアップ等を行う。

エ 成果物納入時の打合せにおいて，実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し，別紙－2「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し，共有する。

オ 様式については「広島県の調達情報」のお知らせに掲載している。

URL：<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>

**(20) その他**

[Redacted content]

## 5 成果物, 提出部数等

## (1) 基本設計

成 果 物	規格及び部数	備考
・ 建築（総合）基本設計図書	1 部	A3製本
・ 建築（構造）基本設計図書	1 部	A3製本
・ 電気設備基本設計図書	1 部	A3製本
・ 機械設備基本設計図書	1 部	A3製本
・ 透視図	カット	A3程度 額付きカラー 電子データ共
・ 鳥観図	カット	A3程度 額付きカラー 電子データ共
・ 模型	一式	
・ リサイクル計画書	1 部	
・ 電子成果品	2 部	電子メディアにて提出
・ コスト縮減等の検討資料（中間報告）	1 部	
・ 各種技術資料	1 部	
・ 業務打合せ簿・打合せ記録簿	1 部	
・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）目標値報告書	1 部	
・		
・		
・		

（注）：建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。

：成果物は調査職員の指示により製本とする。

：電子成果品の提出は、「建築設計業務等電子納品要領」及び「土木設計業務等の電子納品等要領」（以下、2つを併せて「要領」という。）に基づいて作成する。

「要領」で特に記載が無い項目は、提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

## (2) 実施設計

成果物	規格及び部数	備考
・ 建築（総合）設計図	1部	原図
・ 建築（構造）設計図	1部	原図
・ 電気設備設計図	1部	原図
・ 機械設備設計図	1部	原図
・ 構造計算書	1部（A4版製本）	ALC外壁パネル工事、屋根工事等については、建築基準法に基づく風速等に応じた標準的な工法検討及び詳細図の作成まで含む。
・ 電気設備設計計算書	1部	
・ 機械設備設計計算書	1部	
・ 昇降機設備設計計算書	1部	
・ 電子成果品（エラーチェック含む）	2部	電子メディアにて提出
・ 積算数量算出書（数量調書含む）	1部	
・ 工事内訳書	1部	金額入り 電子データ共
・ 内訳書単価根拠資料（単価比較表、見積書、使用機器・材料カタログ等）	1部	
・ 数量算出及び積算数量調書チェックリスト	1部	国土交通省HPの公共建築工事積算基準等関連資料に掲載の様式で提出すること。 ( <a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm">http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm</a> )
・ 数量チェックシート	1部	国土交通省HPの公共建築工事積算基準等関連資料に掲載の様式で提出すること。 ( <a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm">http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm</a> ) 建築工事のみに適用
・ 関係法令等に基づく必要な各種申請図書（計画通知図書等）	必要部数	手続きを含み、計画通知書については、第1面～第5面と確認済証をPDFデータで提出すること。
・ 省エネルギー関係計算書	1部	
・ 建築物環境性能評価システム（CASBEE）による計算書	1部	
・ リサイクル計画書	1部	
・ 概略工事工程表	1部	
・ コスト縮減等の検討資料	1部	
・ 防災計画書	1部	

・ 環境配慮システムチェック表	1部	広島県環境配慮推進要綱による
・ テレビ電波障害調査報告書	1部	測定結果一覧表, 調査所見, 測定写真, 受信障害予想地域図, 住宅地域図等を添付
・ PCB分析報告書	1部	
・ 各種技術資料	1部	必要に応じて提出すること。
・ 透視図	カット	A3程度 額付きカラー 電子データ共
・ 鳥観図	カット	A3程度 額付きカラー 電子データ共
・ 模型	一式	
・ 広報説明用資料 (デフォルメ化した説明用図面を含む)	1部	デフォルメ図面のレイアウト, カラー等は調査職員と協議の上決定 (電子データ共)
・ 業務打合せ簿・打合せ記録簿	1部	官公署との設計協議書及び協議記録簿等を含む
・ 現況写真及び現地調査資料	1部	A4版製本 写真及び画像データ共
・ 設計図二つ折り製本	部	A 版製本
・ 稟議用A4版製本	1部	
・ 見積依頼先名簿届	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。
・ 貸与品借用 (返納書)	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。
・ 解体等工事の事前調査結果報告書	1部	
・		
提出を要する事務書類	部数	備考
* 管理技術者選任 (変更) 通知書	2部	管理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの (健康保険証の写し等) を添付 免許・資格については証する写しを添付。
* 誓約書	2部	管理技術者の兼務制限について
* 業務工程表	2部	
* 期間別業務履行報告書	毎回1部	期間内に作成した図面を添付 提出回数及び提出日は毎月2回で, 15日と月末日とする。
* 委任 (下請負) 承諾願	2部	業務組織計画表を添付。
* 委託業務完了通知書	1部	
* 引渡書	1部	
* 請求書	1部	
・		
・		
・		
・		
・		

(注) : 建築 (構造) の成果物は, 建築 (総合) 実施設計の成果物の中に入れることができる。

: 成果物は調査職員の指示により製本とする。

: 積算数量算出書の作成は, 営繕積算システムRIBC ( (一財) 建築コスト管理システム

研究所) による。

: 電子成果品の提出は、「建築設計業務等電子納品要領」及び「土木設計業務等の電子納品等要領」(以下、2つを併せて「要領」という。)に基づいて作成する。要領で特に記載が無い項目は、提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

### (3) 民間活用エリア測量

成 果 物	規格及び部数	備考
・ 位置図 (対象地色付け)	1 部	A3程度 電子データ共
・ 面積計算書	1 部	A3程度 電子データ共
・		
・		
・		